

令和5年度収入申告書について

市営住宅の家賃は公営住宅法により、毎年度、入居者からの収入申告に基づき決定しています。

重要

- 令和6年度の家賃及び減免の継続を決める大切な書類です。
- 案内に記載されている提出期限までに、必要書類を揃え必ず提出してください。
- 令和6年4月からの家賃額は・・・
 - ・令和4年1月～12月の世帯の合計所得金額により家賃が決定されます。
 - ・令和6年1月頃に、家賃決定通知書を送付します。
- 未提出の場合は・・・
 - ・令和6年4月から、その住宅の最高額の家賃（近傍同種家賃）になります。



提出期限に間に合うよう、余裕を持って、早めの提出をお願いします。

家賃減免制度について

家賃減免基準

最新の市・県民税課税証明書に記載されている所得割額が世帯全員が0円であること。

【減免申請書の添付書類】

- ① 水戸市営住宅減免申請書
- ② 最新の市民税・県民税課税証明書（18才以上の入居者全員分）
- ③ 住民票（世帯全員分 ※本籍・続柄記載のもの）

※ただし、減免基準を満たしていても、次の場合には減免承認ができません。

- ・家賃等を滞納している世帯は対象となりません（滞納解消に誠意が見られる場合は、この限りではありません）
- ・法令等で定められた手続き（異動、同居、承継、収入申告等の申請・届出）を行っていない世帯は対象になりません

※生活保護世帯の場合は、上記基準とは別の基準となります。

減免基準に該当し、申請を希望される方は、裏面の問合せ先へご連絡ください。

『スマートフォン決済アプリ』による家賃等の納付が可能になりました

令和5年4月分の使用料より、スマホ決済による家賃等の納付が可能になりました。

納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、銀行やコンビニ等へ行くことなく「いつでも・どこでも・簡単に」家賃等を納付することができます。

決済に使用できるスマホアプリは以下の3種類です。

- (1) PayPay 請求書払い
- (2) LINE Pay 請求書払い
- (3) PayB

口座振替を利用されていない方は、スマホ決済による納付をご検討ください。

現在口座振替を利用されている方で、今後スマホ決済の利用を希望する方は、口座振替登録の抹消が必要です。裏面の問合せ先へご連絡ください。登録抹消後、R6.3月分までの納付書をお送りします。

風水害災害に備えましょう

今年の夏は猛暑になると言われており、その影響で台風が多く発生、接近することが予想されています。

お住いの住宅が災害の被害を受ける可能性があるかどうかを確認し、対策を講じましょう。

水戸市のホームページ（<https://www.city.mito.lg.jp>）にはハザードマップや避難場所や災害への備えかたを掲載している防災情報サイトがあります。

ハザードマップからは住宅の周辺で浸水（河川浸水・高潮浸水など）の可能性がある場所や、土砂災害（崖崩れ・土石流・地すべりなど）の危険性の高い場所を把握することができます。

一度ご覧いただき、万が一の際でも冷静に、迅速な行動ができるよう、準備をしておきましょう。

とくに、浸水や土砂災害の危険性が高い地域にお住いの方は、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

助け合い・支え合いの輪を広げましょう

現在、市営住宅では3世帯に1世帯が単身世帯となっており、高齢者など支援を必要としている方が増加しています。高齢者の安全な生活を守るためには、近隣の皆さまによる見守りが不可欠です。

日頃から目配りをしていただき、高齢者が安心して生活できる環境づくりにご協力をお願いします。

🏠 このようなときは、特に気にかけて下さい

- 新聞や郵便物がたまっている
- 暗くなっても電気がつかない（電気がつけたままになっている）
- 何日も同じ洗濯物が干してある



皆様のお気づきになった情報から、早急な対応により、一命を取り留めた事例が多数あります。いつもと違う様子に気づいた際は、下記問合せ先へご連絡ください。

手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

- 子供が生まれた時 ● 同居人が転出した時 ● 名義人が亡くなった時 ● 名義人以外が亡くなった時
- 離婚をして名義人が転居した時 ● 離婚をして名義人以外が転居した時 ● 親族等を同居させる時
- 連帯保証人または緊急連絡先を変更する時

該当する方は、下記問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者



一般財団法人茨城県住宅管理センター

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36 大町ビル2階

◎水戸センター 管理課

◎水戸センター 施設課

入居中のご相談等の連絡先は

TEL 029(297)8360

FAX 029(233)2424

修繕・退去に関する連絡先は

TEL 029(226)3300

ホームページ👉 <http://www.ijkc.jp>

※当センターでは、平日の夜間（17：15～翌朝8：30）・土・日・祝日の緊急連絡受付窓口を設置しております。

夜間・休日緊急連絡受付窓口  **0120(303)440**

主な受付内容は下記の通りです。ただし、お問合せ内容によっては、翌日以降の対応となる場合がございます。

- 建物設備に関する緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）の受付～修繕の実施
- その他緊急を要する事故等（火災・安否確認等）の受付～対応